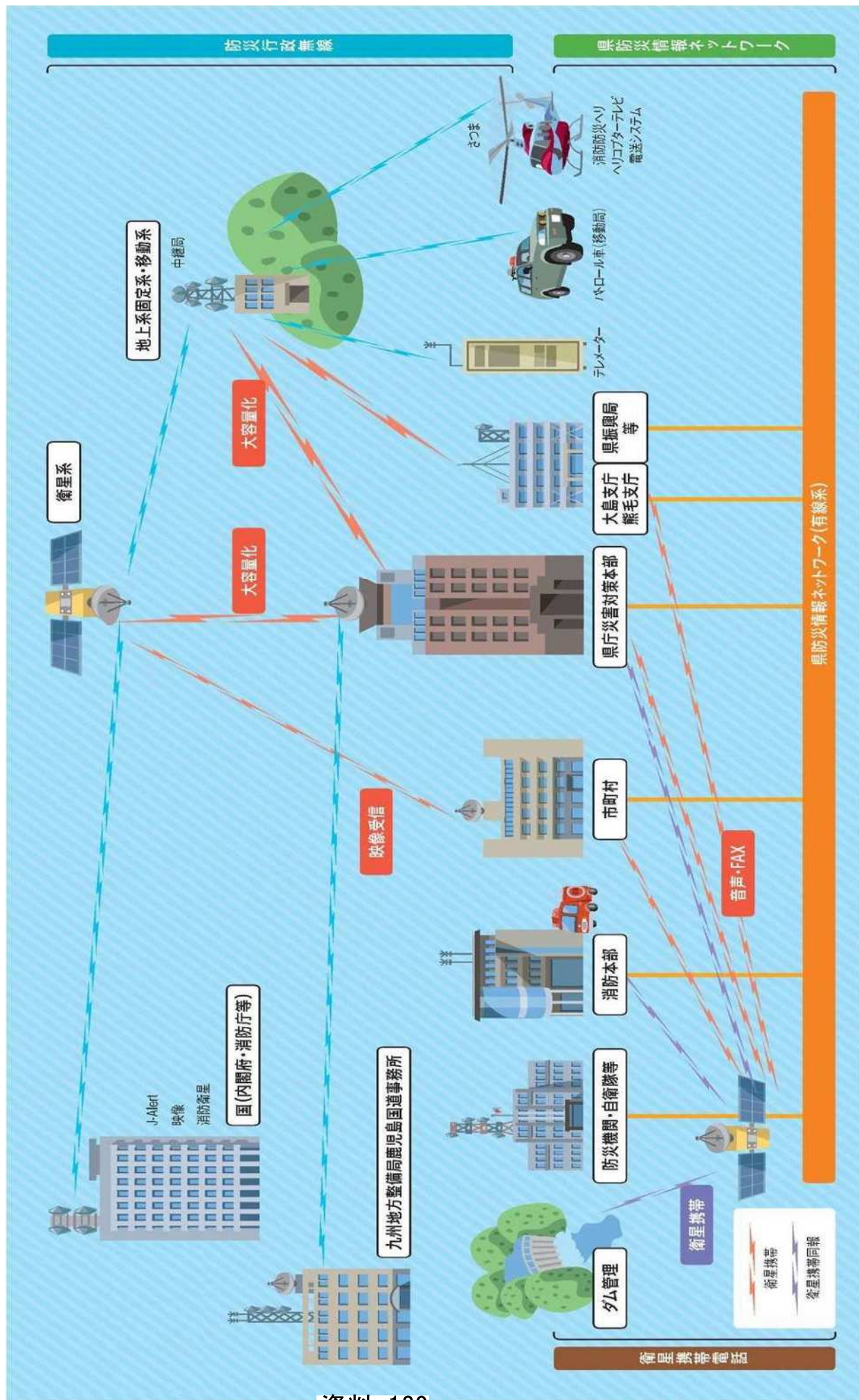


5 通信施設に関する資料

5.1 県防災行政無線施設の現況

(1) 県防災行政無線のネットワーク構成図



5.1 県防災行政無線施設の現況

100



(4) 鹿児島県無線局一覧

[危機管理局危機管理防災課]

鹿児島県無線局箇所一覧

無線局合計：367局（地上系固定局45局，移動系局319局，衛星系地球局3局）
 （H27.12月末）

無線局の種別	局数	箇所（数量）内訳等
地上系 固定局 45局	2	[県庁]防災，水防
	24	[中継局] 紫尾山，尾巡山，湯湾岳，牟礼ヶ岡，浅谷，国見山，長屋山，能野，高知山，永田山，大山，長城，屋敷平，惣陣ヶ丘，天堂ヶ尾，猪鹿倉，宮田山，屋久島，悪石島，中之島，井之川岳，百之台，中甕，徳之島
	19	[出先局] 始良伊佐地域振興局，南薩地域振興局，喜界事務所，徳之島事務所，沖永良部事務所，鹿児島地域振興局，出水駐在，北薩地域振興局，伊佐駐在，指宿駐在，日置駐在，曾於駐在，大隅地域振興局，熊毛支庁，屋久島事務所，瀬戸内事務所，環境保健センター，環境放射線監視センター，甕島支所
移動系局 319局	15	[FWA] 大島支庁：1 [全県移動] 12 尾巡山，紫尾山，湯湾岳，井之川岳，牟礼ヶ岡，浅谷，国見山，長屋山，能野，永田山，高知山，大山 [防災相互] 県庁：1 [地区移動] 長城：1
	21	[全県移動] 12 尾巡山，国見山，浅谷，紫尾山，牟礼ヶ岡，長屋山，能野，湯湾岳，永田山，高知山，井之川岳，大山 [防災相互] 5 尾巡山，国見山，紫尾山，永田山，井之川岳 [ヘリテレ] 4 県庁，能野，永田山，大山
	4	防災航空センター（鹿児島県防災ヘリ基地，航空援助用無線（固定型：1，可搬型：2））
	139	[FWA] 永田山1，永田山2：2 [全県移動] 108 県庁：8 川内：12 名瀬：9 鹿児島環境：2 鹿児島：5 中甕：2 瀬戸内：3 川内環境：2 指宿：5 出水：5 徳之島：3 栗野：4 加世田：5 大口：6 沖永良部：3 大隅：6 伊集院：4 加治木：6 喜界：1 鹿屋：9 西之表：5 安房：3 [防災相互] 県庁：24 環境放射線監視センター：5
	139	[全県移動] 鹿児島県防災ヘリ 1局 [防災相互] 県庁 24局（県庁及び県出先等に配備） 市町村本所及び支所 96局（合併前市町村毎に配備） 市町村出先 11局（硫黄島，竹島，黒島，中之島，口之島，平島，諏訪之瀬島，悪石島，子宝島，宝島，口永良部島） 鹿児島県防災ヘリ 2局（防災相互，防災対策用） 鹿児島県防災ヘリ 2局（鹿児島航空カメラ1～2） 防災航空センター 3局（鹿児島県薩摩1～3）
※1	1	鹿児島県防災ヘリ（JA97KG）
衛星系 地球局 3局	1	県庁
	2	ヘリテレ等画像用（永田山無線中継局，大山無線中継局）

※1は航空機局

(5) 県の防災情報の収集・伝達体制の整備状況

防災情報の収集・伝達を行うため、地上系の防災行政無線網に加えて、有線や衛星を活用して県と市町村間とを結ぶ通信手段を整備

【 地上系 】

通信手段の種類	無線局の種別	通信機能	設置機関（場所等）
中央防災無線	固定局	電話・FAX	内閣府当指定行政機関，都道府県，指定公共機関等
消防防災無線	〃	〃	消防庁，都道府県
水防無線	〃	電話・FAX 映像情報	国土交通省，各地方整備局，都道府県
防災相互無線	携帯局	電話	県，市町村，消防，警察，海上保安庁 日赤

【 衛星系 】

通信手段の種類	無線局の種別	通信機能	設置機関（場所等）
地域衛星通信 ネットワーク	固定局	電話・FAX 映像情報	国，都道府県，市町村等
衛星携帯電話	携帯局	電話	県（本庁，大島・熊毛支庁，出先機関） 市町村本所，消防

【 有線系 】

通信手段の種類	通信機能	設置機関（場所等）
防災情報 ネットワーク	電話・FAX データ	市町村本所，消防，自衛隊 県（本庁，出先機関），防災航空センター

5. 2 市町村防災行政無線等の整備状況

危機管理防災局災害対策課

(平成31年2月1日 現在)

市町村名	同報系		移動系	備 考
	屋外 拡声子局	戸別 受信機		
鹿児島市	全地域	一部		
鹿屋市	全地域	全戸	整備済	
枕崎市	全地域	一部		
阿久根市	全地域	一部		
出水市	全地域	一部	整備済	
指宿市	全地域	一部	〃	
西之表市	全地域	全戸		
垂水市	全地域	全戸		
薩摩川内市	全地域	全戸	整備済	
日置市	全地域	全戸	〃	
曾於市		＃2	〃	有線放送、FMラジオ配備（全戸）
霧島市	全地域	一部	〃	
いちき串木野市	全地域	全戸		
南さつま市	全地域	全戸	整備済	
志布志市	全地域	＃1	〃	I P 告知
奄美市	全地域	一部		
南九州市	全地域	全戸		
伊佐市	一部地域	一部	整備済	
始良市	全地域	一部	〃	
三島村	全地域	全戸	〃	
十島村	全地域	全戸		
さつま町	全地域	一部	整備済	
長島町	全地域	全戸		

市町村名	同報系		移動系	備 考
	屋外 拡声子局	戸別 受信機		
湧水町	全地域	全戸	整備済	
大崎町	全地域	全戸	〃	
東串良町	全地域	全戸	〃	
錦江町	全地域	全戸		
南大隅町	全地域	全戸	整備済	
肝付町	全地域	全戸	〃	
中種子町	全地域	全戸	〃	
南種子町	全地域	全戸		
屋久島町	全地域	全戸	整備済	
大和村	全地域	全戸	〃	
宇検村	全地域	＃2		
瀬戸内町	全地域	一部		
龍郷町	全地域	全戸	整備済	
喜界町	全地域	全戸	〃	
徳之島町	全地域	全戸	〃	
天城町	全地域	全戸		
伊仙町	全地域	一部	整備済	I P 告知
和泊町	全地域	全戸	〃	
知名町	全地域	全戸	〃	
与論町	全地域	全戸	〃	
整備数	42	28	28	

＃1：ほぼIP告知端末を全戸に配備している。

＃2：FMラジオを配備（全戸）

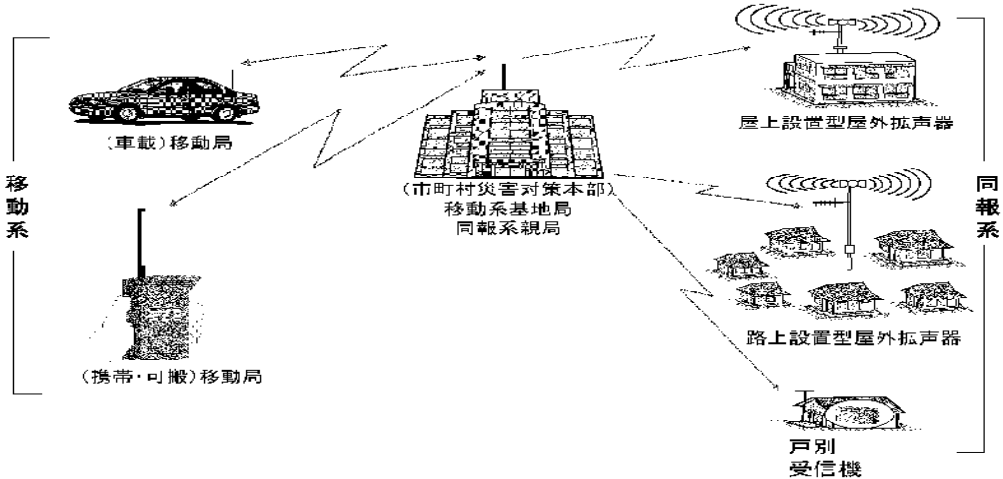
※ 同報系整備市町村欄

- ・全地域：全地域に屋外拡声子局を整備している市町村
- ・一部地域：一部地域に屋外拡声子局を整備している市町村
- ・全戸：ほぼ全戸に戸別受信機を整備している市町村
- ・一部：戸別受信機を自治会長宅、消防団長宅や災害危険区域世帯等、一部の世帯に整備している市町村

※ 整備率

- ・同報系整備済み市町村数（整備率） 42（約98%）
（同報系を整備していない曾於市については、受信ラジオを全戸配布し、コミュニティFMを利用している）
- ・移動系整備済み市町村数（整備率） 28（約65%）

【市町村防災行政無線システム概要図】



5.3 防災相互通信用無線の設置状況

危機管理防災局災害対策課
平成31年1月1日現在

設置機関名	150MHz帯		400MHz帯	
	陸上局	移動局	陸上局	移動局
鹿児島県	○	○		
鹿児島市	○	○		○
出水市		○		○
指宿市			○	○
垂水市		○		○
日置市			○	○
曽於市			○	○
霧島市			○	○
南さつま市			○	○
志布志市				○
奄美市		○	○	○
伊佐市	○			
姶良市		○		○
三島村	○	○		
さつま町		○		
湧水町			○	○
肝付町		○	○	○
屋久島町	○			
宇検村		○	○	○
阿久根地区消防組合		○		○
薩摩川内消防局		○		
指宿南九州消防組合		○		○
伊佐湧水消防組合		○		○
大隅肝属地区消防組合		○		○
大隅曽於地区消防組合		○		
熊毛地区消防組合		○		○
大島地区消防組合		○		
徳之島地区消防組合	○	○		

5. 4 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社所属無線局

(固定多重無線局)

[九州電力株式会社鹿児島支店, 九州電力送配電株式会社鹿児島支社, 株式会社九電送配サ-

設置場所の名称	電話番号	通信の相手方	所在地
鹿児島支社	099-253-1051	九電薩摩, 始良, 尾巡山	鹿児島市与次郎
川内変電所	〃	九電冠岳, 西川内	薩摩川内市永利町
鹿屋電力所	〃	九電大隅, 尾巡山	鹿屋市札元
川薩開閉所	〃	九電川内, 南川内, 阿久根	薩摩川内市港町
川内原子力発電所	〃	九電西川内, 寺山	薩摩川内市久見崎町
南九州変電所	〃	九電霧島, 始良, 寺山, 国見山, 大関山	伊佐市菱刈南浦
霧島変電所	〃	九電南九州, 輝北, 高野	霧島市霧島永水
大隅変電所	〃	九電輝北, 志布志, 鹿屋, 辺塚	鹿屋市串良町
鹿児島変電所	〃	九電始良	鹿児島市伊敷
新鹿児島変電所	〃	九電薩摩	鹿児島市中山町
出水変電所	〃	九電阿久根, 南出水	出水市武本
JR新鹿児島変電所	〃	九電冠岳	日置市東市来町
JR新出水変電所	〃	九電出水	出水市武本
(株)九電送配サービス 指宿サービスセン ター	〃	九電尾巡山	指宿市大牟礼
(株)九電送配サービス 志布志サービスセン ター	〃	九電大隅	志布志市志布志町
熊毛配電事業所	〃	九電辺塚	西之表市鴨女町
阿久根中継所	〃	九電西川内, 大関山, 出水	薩摩川内市城上町
寺山中継所	〃	九電南川内, 南九州	薩摩川内市中村町
冠岳中継所	〃	九電川内, 薩摩, 加世田, 東市来	薩摩川内市百次町
薩摩中継所	〃	九電冠岳, 鹿児島, 新鹿児島	鹿児島市小野町
始良中継所	〃	九電鹿児島, 北鹿児島, 南九州	始良市平松
尾巡山中継所	〃	九電鹿児島, 指宿, 鹿屋	鹿児島市喜入前之浜町
輝北中継所	〃	九電霧島, 大隅, 西都城	曾於市輝北町
辺塚中継所	〃	九電大隅, 熊毛, 大根占	肝属郡錦江町
大根占中継所	〃	九電辺塚	肝属郡南大隅町

(移動無線局)

[九州電力株式会社鹿児島支店]

運用箇所の名 称	電話番号	呼出名称(無線局)	種別	所 在 地
川内原子力発電所	099-253-1120	九電久見崎	保安用	薩摩川内市久見崎町

(移動無線局)

[九州電力送配電株式会社鹿児島支社]

運用箇所の名 称	電話番号	呼出名称(無線局)	種別	所 在 地
鹿 児 島 支 社	099-253-1051	鹿児島保線	保安用	鹿児島市小野
〃	〃	国分保線	保安用	霧島市霧島永水
〃	〃	轟保線	保安用	南九州市川辺町
〃	〃	川内保線	保線用	薩摩川内市中村町
〃	〃	大口保線	保線用	伊佐市大口里
〃	〃	高尾野保線	保線用	出水市高尾野町
〃	〃	鹿屋保線	保線用	鹿屋市輝北町
〃	〃	根占保線	保線用	肝付郡南大隅町
出 水 配 電 事 業 所	〃	九電米之津	配電用	出水市米ノ津町
〃	〃	九電阿久根	配電用	薩摩川内市城上町
〃	〃	九電上場	配電用	出水市上大川内
川 内 配 電 事 業 所	〃	九電寺山	配電用	薩摩川内市中村町
〃	〃	九電串木野	配電用	いちき串木野市春日町
〃	〃	九電宮之城	配電用	薩摩郡さつま町
〃	〃	九電南川内	配電用	薩摩川内市久見崎町
〃	〃	九電上甕	配電用	薩摩川内市里町
〃	〃	九電中甕	配電用	薩摩川内市上甕町
〃	〃	九電下甕	配電用	薩摩川内市下甕町
霧 島 配 電 事 業 所	〃	九電南九州	配電用	伊佐市菱刈南浦
〃	〃	九電大霧	配電用	霧島市牧園町
鹿 児 島 配 電 事 業 所	〃	九電鹿児島	配電用	鹿児島市与次郎
〃	〃	九電薩摩	配電用	鹿児島市小野町
〃	〃	九電姶良	配電用	姶良市平松
〃	〃	九電冠岳	配電用	薩摩川内市百次町
〃	〃	九電吉田	配電用	鹿児島市本城町
〃	〃	九電伊集院	配電用	日置市伊集院町
〃	〃	九電穎娃	配電用	南九州市穎娃町
〃	〃	九電山川	配電用	指宿市山川成川

(移動無線局)

[九州電力送配電株式会社鹿児島支社]

運用箇所名称	電話番号	呼出名称(無線局)	種別	所在地
加世田配電事業所	099-253-1051	九電加世田	配電用	南さつま市加世田
〃	〃	九電枕崎	配電用	枕崎市緑町
〃	〃	九電野間岳	配電用	南さつま市笠沙町
鹿屋配電事業所	〃	九電鹿屋	配電用	鹿屋市札元
〃	〃	九電辺塚	配電用	肝属郡錦江町
〃	〃	九電輝北	配電用	鹿屋市輝北町
〃	〃	九電内之浦	配電用	肝属郡肝付町
〃	〃	九電岸良	配電用	肝属郡肝付町
〃	〃	九電垂水	配電用	垂水市田神
〃	〃	九電尾巡山	配電用	鹿児島市喜入前之浜町
〃	〃	九電霧島	配電用	霧島市霧島永水
〃	〃	九電熊毛	配電用	西之表市西之表
〃	〃	九電志布志	配電用	志布志市志布志町
〃	〃	九電高之峯	配電用	曾於市末吉町
〃	〃	九電南大隅	配電用	肝属郡南大隅町
熊毛配電事業所	〃	熊毛配電	配電用	西之表市西之表
〃	〃	中種子配電	配電用	熊毛郡中種子町
奄美配電事業所	〃	名瀬配電	配電用	奄美市名瀬大字伊津部
〃	〃	名瀬西配電	配電用	大島郡大和村
〃	〃	名瀬南配電	配電用	奄美市住用村
〃	〃	名瀬北配電	配電用	大島郡龍郷町
〃	〃	喜界配電	配電用	大島郡喜界町
〃	〃	古仁屋配電	配電用	大島郡瀬戸内町
〃	〃	古仁屋北配電	配電用	大島郡宇検村
〃	〃	徳之島配電	配電用	大島郡徳之島町
〃	〃	池間配電	配電用	大島郡徳之島町
〃	〃	沖永良部配電	配電用	大島郡知名町

5. 5 鹿児島地区非常通信連絡会会則及び構成表 [危機管理防災局危機管理課]

鹿児島地区非常通信連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、鹿児島地区非常通信連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、鹿児島県地域防災計画に基づき、鹿児島県内における非常通信の円滑な運用を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 非常災害時における通信及び通信訓練に関する連絡調整。
- (2) 中央、地方非常通信協議会への協力と連絡調整に関すること。
- (3) その他連絡会の目的達成に必要な事項。

(構成)

第4条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 無線局の免許人である機関又は団体
- (2) 防災関係機関
- (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
- (4) その他非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会計監事 1名

(役員を選任)

第6条 役員は次により選任する。

- (1) 会長は、鹿児島県危機管理防災局危機管理課長をもって充てる。
- (2) 会計監事は、構成員の互選により選任する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は連絡会を代表し、会務を総括する。
- (2) 会計監事は連絡会の会計を監査し、その結果を構成員に報告する。

(会議)

第8条 連絡会の会議は、必要に応じ会長が召集する。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は鹿児島県危機管理防災局危機管理課内に置く。

(経費)

第10条 連絡会の経費は、改正前の鹿児島地区非常通信協議会の繰越金をもって充てる。

(会計)

第11条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

(規定のない事項の処理)

第12条 この会則に定めるもののほか、連絡会に必要な事項は会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この会則は、昭和26年9月15日から施行の一部を改正して、昭和33年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月27日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成14年5月24日から施行する。

2 第5条の(2)、第6条の(2)、第7条の(2)、第10条及び第11条は残金精算までとする。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

鹿児島地区非常通信連絡会員名簿

(会長) 鹿児島県危機管理防災局危機管理課長

(会計監事) 九州管区警察局鹿児島県通信部機動通信課長

機 関 ・ 団 体 名		機 関 ・ 団 体 名
鹿 児 島 県	危機管理防災課	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
	河 川 課	九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社
	社 会 福 祉 課	いわさきコーポレーション株式会社
西日本電信電話株式会社鹿児島支店		N H K 鹿 児 島 放 送 局
九州管区警察局鹿児島県情報通信部		株 式 会 社 南 日 本 放 送
鹿 児 島 県 警 察 本 部		鹿 児 島 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部		株式会社鹿児島讀賣テレビ放送
鹿 児 島 地 方 気 象 台		株 式 会 社 鹿 児 島 放 送
国土交通省鹿児島国道事務所		鹿 児 島 県 町 村 会
〃 川内川河川事務所		鹿 児 島 県 市 長 会
〃 大隅河川国道事務所		鹿 児 島 市 消 防 局
〃 鶴田ダム管理所		鹿児島県無線漁業協同組合
日 本 銀 行 鹿 児 島 支 店		日 本 赤 十 字 社 鹿 児 島 県 支 部
株式会社日本政策金融公庫鹿児島支店		日本アマチュア無線連盟鹿児島県支部
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行		鹿 児 島 地 方 法 務 局
鹿 児 島 相 互 信 用 金 庫		

5. 6 県総合防災システムの概要図

事業概要

災害時における県、市町村等関係機関による災害対応業務の効率化や迅速化及び住民への情報伝達手段の拡充を図るため、災害情報を収集・集約し、情報共有による災害対応を行うとともに、アラート（災害情報共有システム）等を利用して住民に情報発信する県総合防災システムの整備を行った。

